

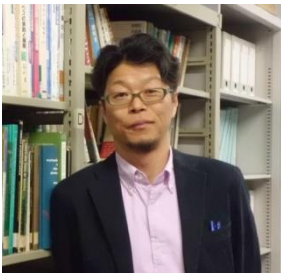
(1) 加我宏之教授ヒアリング記録

日時: 2021年2月18日木曜日 18時30分～20時00分

ヒアリング対象: 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 加我宏之教授

参加者: 水都大阪コンソーシアム 稲葉・大村 一般社団法人水辺ラボ 杉本・中山

緑地計画・ランドスケープデザインをご専門にされる、大阪府立大学大学院の加我宏之教授に、東横堀緑道の運営の可能性についてお話を伺いました。



大阪府立大学大学院緑地計画工学研究室修了。(株)市浦都市開発建築コンサルタント、大阪府立大学農学部助手、大阪府立大学院生命環境科学研究科准教授を経て現在、大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授。主な著書に「農学から地域環境を考える」(分担・執筆:大阪公立大学共同出版社)、「住民主体の都市計画」(分担・執筆:学芸出版社)など

公園ごとにルールを考えれば、地域ならではの使いやすい公園になる。

- 地元のまちづくり団体が主催した船場まちづくりコンペでは、「花火禁止エリアばかりなので、線香花火でいいから花火大会をしたい」というお母さんの提案がアイデア部門で入賞しました。また、防災訓練のために公園でカセットコンロを使ったワークショップをしようとしたところ、許可がもらえなかったということも起こっています。公園での火の扱いについてどう思われますか。

(加我)

公園管理者が火を嫌がるのは管理責任を問われるからでしょう。近隣には火事などを心配する人や煙を嫌がる人もいて、そういう人から公園事務所に苦情がいくと、一律に火気厳禁の看板を立てることになってしまう。基本的には、焚火などの直火で公園施設を傷めてしまうことを防止するために火を禁止するという考え方なので、消火のための対応がしっかりとなされていれば、カセットコンロくらいは問題ないと思います。



【地元のお母さんのアイデア提案 (出典: 船場2030提案コンペHP)】

- 最近は様々な焚き火のための器材ができていますので、地面を傷つけずに火を扱う工夫もできそうです

すね。公園には禁止事項の看板がたくさんありますが、なぜでしょうか。

(加我)

苦情が来るたびに看板を掲げていって、どんどん増えているのでしょうか。看板があると、ちょっと怖そうな人が迷惑な行為をしても「あの看板に書いてあるからダメなんですよ」と注意しやすい面もありますが、最近はそんなに無茶な利用をする人も減っているように思います。ルールが多いことは利用を制限することにもなるので、いつ、どこに、どんな禁止看板が掲げられたのかを整理して、一度みんなで公園の使い方を考える会をやってみるといいと思います。

- 公園の全ての禁止看板を一定期間取り払ってみて、問題がないか実験している自治体もあると聞きました。

(加我)

公園管理事務所には、毎日たくさんの苦情の電話がかかってきます。東京や大阪などの大都市では、市民の匿名性が高くなり、苦情がいいやすい状況になっているのが課題ですね。

一方で、地元の人が話し合って「ボール遊びができる公園」を実現している地域もあります。八尾市の山本町北第2公園では、地域が主体となってボール遊びができる時間帯や、軟らかいボールを使うなどのルールを設定し、子どもたちもそのルールを守って遊んでいます。

東横堀川周辺では子ども連れのファミリーや子育てを終えた人が増えてきています。子どもを通じて公園に関心を持っている層を中心に、地域の人たちと公園の使い方について意見交換をして、東横堀緑道ならではのルールを決めるのもいいですね。



【ボール遊びのルール看板（出典：八尾市HP）】

- 東横堀緑道には、行き止まりのために管理が難しく未開設のままになっている場所もあります。地域が話し合うことで、まちの誰もが使いやすい公園運営を実現したいと思います。

公園の管理から運営への転換には、コーディネーターもお金も必要。

- Park-PFIを導入した公園の賑わいづくりが増えました。一方で、公共空間にふさわしい賑わいの質について考えるべきという声もあります。

(加我)

公園の賑わいづくりのために単に商業施設を誘致すれば良い、という流れは一時期に比べると少なくなってきたように思います。大阪市の「大公園の魅力向上に向けたあり方検討懇談会」でも、「都市の顔となる公園」と「地域の顔となる公園」に分けて考える必要があると議論しています。東横堀

緑道は、おそらく地域の顔となる公園という位置づけでしょう。

- 「本町橋BASE」にぎわい創造拠点創出・管理運営事業」の事業者公募では、基本コンセプトとして、「日常的なにぎわい」や「地域に根差した」という考え方が示されていました。お店ができて、賑わいが生まれればいいという考え方ではありません。ただ、今の公園占用の考え方は、いくら地域の人に来てもらえる場所であっても、民間が運営主体であれば占用料が発生してしまいます。主体ではなく活動の内容で公共性が判断される仕組みができれば、公園運営の可能性がもっと広がるのではないのでしょうか。

(加我)

これまでは、そこで生まれた「笑顔」や「出来事」の評価基準がないため、「公園にふさわしい公共性や公益性とは何か」を示す手立てがなく、「地域の自治会がやること」くらいしか物差しがありませんでした。公園愛護会という地域組織の仕組みがありますが、箕面市では「公園で活動を実施したら何点」というように公園活動を点数化し、主体的な運営を実行したところに対して、得点に応じて予算を分配する仕組みにしています。組織ではなく、活動実績を評価する仕組みです。公共性を担う主体が多様になっているので、評価の仕組みも変えていく必要がありますね。

- 活動を評価していったら、点数がたまったら公園版の都市再生推進法人のようなものに認定されるというような仕組みもあるといいですね。小さくても整備の計画が提案できると、より公園の魅力向上につながると思います。

(加我)

行政は、公園の維持管理を指定管理者に出すときに、何回プログラムを行ったかを評価しますが、自分たちが直営で管理するときにはそのような評価軸はありません。公園課には建設か管理かのいずれかの仕事しかないので、行政が公園を運営するためには、コーディネートする部署を作らないとうまくいかないですし、そのための人（専門人材）か予算をしっかりと準備するべきだと思います。

市民・事業者・行政が「なんのための公園か」という理念を共有することが大切。

- 大阪市新・緑の基本計画では、基本方針として「市民・事業者・行政が将来像を共有し、みどりのまちづくりを推進する“仕組み”を構築する」と明記されています。新しくオープンするβ本町橋では、まさにこれを実行する事業者として役割を果たしていきたいと考えています。そのためにはどのようなことが大切でしょうか。

(加我)

管理を含めた関係者間でしっかりと理念の共有ができているかが重要です。「なんのための公園か」さえ共有できていたら、都市公園法の内容はいくらでも読み替えることができます。例えば先程の禁止看板の話のように、地域の声を反映しているだけで、実は明確に都市公園法や管理条例に書かれていないこともたくさんあります。

周辺の土地利用や公園ができた経緯などの情報がなければ、「なんのための公園か」は共有できませんし、事業の妥当性も検討できません。公園行政の業務では、都市全体においてどこに公園が必要かという議論をする機会はほとんどないので、「なんのための公園か」の共有が難しいのかもしれないね。

公園は、明治時代にそれ以前の景勝地を指定することで生まれました。その後、公園内に美術館や住

宅などがどんどん建てられてきたので、公園用地を守るために都市公園法ができたという経緯があります。この「守る歴史」から出発していることも、公園行政が硬直化してしまう一つの理由かもしれません。

- 市民も同じかもしれません。公園ができてからはじめて関わることになることなので、「なんのための公園か」の理解が難しく、クレームが増えてしまうのではないのでしょうか。東横堀緑道は、都市部では貴重な自然に触れられるオープンスペースです。子どもが土に触れられたり、まちの人が水に親しんだりできる仕掛けをつくりたいと考えています。また、公園に関わる誰もが自分事としてやりたいことにチャレンジできる仕組みもつくっていきたいです。β本町橋で市民のみなさんと「なんのための公園か」を話し合いながら、一緒に公園をつくっていきたいと考えています。どうもありがとうございました。